

## 電話設備保守用部品等の推奨保有期間

(通1技98第030号 見直し)

電話機、ボタン電話装置、構内用交換機(PBX)、有線放送装置、INS64に接続するターミナルアダプタなどの電話設備の保守用部品等の推奨保有期間について、情報通信ネットワーク産業協会C I A Jユーザネットワークシステム委員会は、「通1技98第030号(平成10年4月16日発行)」の見直しを行い、部品の機能・性能の進歩及び供給期間の短縮、他の家電製品の動向等、併せてボタン電話装置については、リース期間を考慮し下記のように定める。

なお、この推奨保有期間は今後必要に応じて見直しを行うものとする。

### 記

1. 電話設備保守用部品等の推奨保有期間は、当該製品の生産中止または販売中止後、構内交換機(PBX)及びボタン電話装置は6年間、その他の電話設備(注1)は5年間とする。
2. ボタン電話装置、構内用電話交換機(PBX)、有線放送設備、INS64に接続するターミナルアダプタなどの機能または設備の追加に際して、新たに必要となる部品・用品等の推奨保有期間は当該製品の生産中止または販売中止後、5年間とする。

注1: 構内交換機(PBX)専用電話機及びボタン電話機専用電話機(構内交換機及びボタン電話での用途を目的に製造販売されている電話機)は、構内交換機及びボタン電話機の保守期間に従う。

以上